

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	73.9%
全職員	75.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長級	101.1%
課長級	102.0%
主幹級	97.8%
係長級	99.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.0%
31～35年	94.0%
26～30年	93.0%
21～25年	90.0%
16～20年	83.0%
11～15年	94.8%
6～10年	99.5%
1～5年	92.7%

【説明欄】

- ・ 差異の算出にあたって用いている職員数は、短時間勤務職員等については常勤職員の所定勤務時間を基に勤務時間に応じて換算しています。
- ・ 扶養手当について、生計主体者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は82%です。
- ・ 時間外勤務手当の支給は男性が多く、女性一人当たりの平均支給額は男性の73%です。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。